

無実を訴えて40年、50年、  
そしてこれからも一。  
再審法が改正されない限り

私の人生は  
「法との戦いだ。」

袴田事件の袴田巖さん(1961年当時)

大崎事件の原口アヤ子さん(1979年当時)

証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止一。

えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するため

再審法改正を、今すぐに。

JPBA 日本弁護士連合会

# 今すぐ再審法改正が必要です!

現在の刑事訴訟法には、再審規定はわずか19か条しかありません。

そのため、「再審格差」や手続の長期化などを招き、えん罪被害者の早期救済の妨げとなっています。しかし、この再審規定は、現行法が施行されてから70年以上にわたって一度も改正されていません。

私たちは、一日も早い法改正を求めます。

えん罪被害者を速やかに救済できるよう  
今こそ再審法の改正を!

01 証拠開示の制度化

02

03 再審請求人に対する  
手続

04

05

06